

## ハローワーク佐賀におけるハローワーク特区の実施に関する協定書

佐賀県知事（以下「甲」という。）及び厚生労働大臣（以下「乙」という。）は、「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」（平成22年12月28日閣議決定）記の2（3）及び「出先機関の原則廃止に向けた今後の取組方針」（平成23年12月26日地域主権戦略会議了承）を踏まえ、雇用対策法施行規則（昭和41年労働省令第23号。以下「規則」という。）附則第9条第1項の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、ハローワーク佐賀で実施するハローワーク特区（試行的に、東西1か所ずつハローワークが移管されているのと実質的に同じ状況を作り、移管可能性の検証を行うもの。以下「特区」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （事業計画及び指示）

第2条 前条の目的を達成するため、特区においてはハローワーク佐賀及び佐賀県の業務に関する事項のうち次に掲げるものを推進することを基本とし、甲及び佐賀労働局長（以下「丙」という。）は、特区における事業内容、事業目標その他の必要な事項を定める事業計画を毎年度作成するものとする。

- 一 ジョブカフェとヤングハローワークの一体的運営等による若年者就労支援の強化
- 二 障害者に対するチーム支援や一体的な事業所訪問等による障害者就労支援の強化
- 三 ハローワーク佐賀管内の市と連携した福祉から就労への支援の強化
- 四 その他甲及び乙が協議して決定した事項

- 2 甲は、規則附則第9条第2項の規定に基づき、必要があると認めるときは、その必要な限度において、前項に掲げる事項に関し必要な指示をすることができる。
- 3 前項の指示は、甲が文書により丙に対し行うこととするほか、同項の指示を行う場合における形式及び手続については、甲と丙が別途協議して定める。
- 4 規則附則第9条第3項の規定に基づき、丙は、第2項の指示の内容について、法令又は予算に違反する場合その他の当該指示の内容についてハローワーク佐賀の業務に反映させない合理的な理由がある場合を除き、当該業務に反映させるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 5 甲は、前項の場合に該当しないと認める場合であって、丙が第2項の指示の内容について前項の措置を講じないときは、規則附則第9条第4項の規定に基づき、乙に対し、丙に対して当該指示の内容について同項の措置を講ずるように命ずることを要請することができる。

(要請)

第3条 ハローワーク佐賀における特区事業を実施するに当たり、甲及び丙は、第1条の目的を達成するため、必要と認める事項を互いに要請することができ、当該要請については誠実に対応するものとする。

(人事交流の実施)

第4条 甲及び丙は、ハローワーク佐賀における特区事業の実施に当たって、第1条の目的を達成するため、必要な範囲で、その職員について人事交流を行うものとする。

(連絡調整会議)

第5条 甲及び丙は、事業計画の策定、事業の進捗状況の管理、事業実績の評価その他の必要な事項を連絡及び調整するため、連絡調整会議を設置する。

2 前項の連絡調整会議の構成員その他の必要な事項は、甲及び丙が別途協議して定める。

(利用者の意見聴取)

第6条 甲並びに乙及び丙は、ハローワーク佐賀における特区事業の実施に当たって、労働者、使用者その他のハローワークの利用者及びハローワーク佐賀管内の関係地方公共団体の意見を聴くものとする。

(情報共有)

第7条 甲及び丙は、ハローワーク佐賀における特区事業の実施に当たって知り得た利用者に関する情報については、利用者により良いサービスを提供するため、利用者の同意を得た上で、必要な範囲で相互に共有するものとする。この場合において、当該情報の具体的な範囲及び取扱については、甲及び丙が別途協議して定める。

(協議等)

第8条 本協定に定めがない事項については、甲及び乙は誠意をもって協議し、決定するものとする。

2 本協定の内容について改定する必要がある場合は、その都度、甲及び乙は誠意をもって協議し、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自その1通を保有する。

平成24年8月30日

甲 佐賀県知事 古川 康

乙 厚生労働大臣 小宮山 洋子